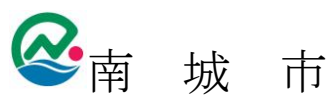


南城市体育施設、公園施設指定管理業務募集要領

令和5年10月



1. 募集の趣旨

本市が所有する体育施設、公園施設（以下「施設」という。）の管理運営を効果的かつ効率的に行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び南城市公の施設に係る指定管理者の指定手続きに関する条例（平成18年条例第54号）第2条の規定に基づき、指定管理者を募集する。

指定管理者を選定するにあたっては、施設の設置目的に沿って、公の施設であることを念頭におき、施設環境を最大限に活かし、民間事業等のノウハウを活用し、魅力ある場所とするための事業提案を求めるものとする。

2. 対象施設の概要

(1) 市民のスポーツ振興及びレクリエーションに寄与し、健康で文化的な市民生活の形成を図ることを目的に設置する。

(2) 施設の概要

別紙「南城市体育施設、公園施設指定管理業務 仕様書」（以下、「仕様書」という。）を参照すること。

3. 指定管理者の行う業務

(1) 業務内容

- ① 体育施設、公園施設の運営に関する業務
- ② 体育施設、公園施設の維持管理に関する業務
- ③ 体育施設、公園施設で実施する自主事業に関する業務
- ④ その他の業務

(2) 留意事項

- ① 具体的な業務内容については、仕様書を参照すること。
- ② 業務執行にあたっては、地方自治法、その他関係法令、南城市体育施設条例、南城市都市公園条例、南城市情報公開条例及び南城市個人情報保護条例等を遵守すること。
- ③ 施設の管理運営業務を全部又は主要な部分を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、一部業務について、その業務の履行にあたり指定管理者が管理監督を行う場合で、かつ市が認めた場合は、第三者に委託し、又は請け負わせることができる。

4. 指定管理期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日までとする。（5年間）

5. 施設の利用時間及び休館（場）日（仕様書参照）

体育施設：利用時間及び休館（場）日は原則、「利用時間及び休館（場）日一覧表」のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市の

承認を得て、利用時間及び休館（場）日を変更することができることとする。
公園施設：利用時間及び休場日は原則、「利用時間及び休館（場）日一覧表」のとおりとする。

※ 公園利用者に対しては、夜間、休日、祝日に関わらず、休場はないこととする。

※ 有料公園施設（パークゴルフ場等）の利用時間及び休場日については、南城市都市公園条例第10条第2項の規定に基づき、南城市都市公園条例施行規則第5条の範囲内で設定できることとする。

6. 管理運営経費

(1) 収入について

① 利用料金収入

利用料金は、南城市体育施設条例及び南城市都市公園条例に規定する範囲内において定めるものとし、指定管理者の収入とする。また、利用料金の減免についても、同条例に基づいて行うこととする。

② 指定管理料

市は、必要と認める管理運営経費を基礎に市が認めた利用料金の収入を勘案し、定めた金額を指定管理料として支払う。ただし、年間の指定管理料の上限額は、83,150千円とする。市は、指定管理者の請求に基づき、毎年度（4月1日から翌年3月31日）ごとに、指定管理料を分割して支払う。

※ 指定管理料には、①人件費、②管理運営費（消耗品費、光熱水費、保守管理費、修繕費等施設の保守管理、安全点検、衛生管理に必要な経費）等とする。

※ 指定管理区域の変更がある場合は、指定管理料も変更となる可能性がある。

③ 自動販売機による販売収入及び電気料金収入

体育施設及び公園施設には、市が設置している自動販売機がある。令和6年度以降も引き続き自動販売機を設置するものとし、販売収入及び電気料金収入については、指定管理者の収入とする。

なお、現在設置している場所からの移動や台数を変更する場合には、あらかじめ市に協議すること。

また、指定管理者以外の団体が設置している自動販売機について 直営時代より、市は市内の社会福祉関係団体に対し、自動販売機の設置を許可している（現在は、2台設置されている）。使用許可関係は今後も市で行い、電気使用料等のやり取りについては指定管理者にて行うものとする。

④ 自主事業収入

指定管理者が自主事業等で得た収入については、指定管理者の収入とする。

(2) 支出について

体育施設、公園施設の管理運営に係る全ての経費は、利用料金収入、指定管理料、自動販売機売上手数料（電気料金収入含む）及び自主事業収入をもって充てることとする。

7. 応募資格

施設の指定管理者の応募資格は、次のとおりとする。

- (1) 法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。法人格は必ずしも必要ないが、個人での応募はできない。また、複数の団体により構成されたグループで申請する場合は、グループの名称を設定するとともに、代表者となる団体を定めることとする。
- (2) 団体及びその代表者が、次の事項に該当しないこと（グループで申請する場合は、構成するすべての団体が対象となる。）。
 - ① 法律行為を行う能力を有しない者
 - ② 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者
 - ③ 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
 - ④ 南城市暴力団排除条例（平成23年条例第15号）第2条第1号に規定する暴力団（以下、「暴力団」という。）又は暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者
 - ⑤ 南城市建設工事に係る指名停止等の措置に関する要綱に基づく指名停止措置（指名保留を含む。）を受けている者
 - ⑥ 会社更生法に基づき更正手続き開始の申立てをしている者、または民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てをしている者
 - ⑦ 国税及び地方税を滞納している者
- (3) その他
 - ① 1団体又は1グループにつき、申請は1件とする。
 - ② 単独で申請した団体が、グループを構成する団体となることはできない。また、1団体が、複数のグループにおいて同時に構成団体となることはできない。

8. 公募の流れ

(1) スケジュール

	項目	日程
1	募集開始	令和5年10月11日（水）から
2	参加表明書の提出期限	令和5年10月20日（金）午後5時まで
3	施設説明見学会参加申込提出期限	令和5年10月20日（金）午後5時まで
4	施設説明会等の開催	令和5年10月24日（火）午前9時30分から
5	募集要領等に関する質問期間	令和5年10月12日（木）から 令和5年10月26日（木）午後5時まで
6	募集要領等に関する質問回答	質問受付後、参加表明書（様式第10号）にて申込のあった全応募者に対し回答 ※電子メールにて回答予定

7	申請書等の提出期限	令和5年11月1日(水)午後5時まで
8	提案書の提出期限	令和5年11月8日(水)午後5時まで
9	プレゼンテーション審査	令和5年11月15日(水)【予定】
10	選定結果の通知	選定後1週間以内に文書にて通知
11	指定管理者の指定	南城市令和5年12月議会【予定】
12	協定の締結	令和6年4月1日【予定】

(2) 募集要項等の配布(郵送は行わない)

- ① 募集要領及び申請書等様式は、南城市ホームページからダウンロードすること。
 ※窓口での配布は行わない。

(3) 施設説明見学会等の開催

各施設の概要説明や見学を目的とした施設説明見学会を開催する。参加を希望する団体等は、令和5年10月20日(金)午後5時までに施設説明見学会参加申込書(様式第11号)をFAX又は電子メールにより提出すること。

日 時：令和5年10月24日(火)午前9時30分から

集合場所：参加を希望する団体へ追って連絡する。

※説明見学会の施設については、全施設ではなく、希望する施設のみとする。(その他の施設を見学したい場合は、各々で確認するものとする。)

※参加者は、1団体3名以内とする。

(4) 質問の受付

質問書(様式第8号)により、電子メールで生涯学習課へ提出すること。

南城市教育部生涯学習課 E-mail : syougai@city.nanjo.okinawa.jp

9. 申請手続きについて

(1) 提出書類

- ① 指定管理者指定申請書(様式第1号)
- ② グループ構成団体一覧(様式第2号) ※該当する場合のみ
- ③ 団体概要調書(様式第3号)
- ④ 管理業務の事業計画書(様式第4号)
- ⑤ 収支予算書(様式第5号)
- ⑥ 業務履歴書(様式第6号)
- ⑦ 誓約書(様式第7号)
- ⑧ 参加表明書(様式第10号)
- ⑨ 定款の写し及び登記事項証明書(法人の場合)
 法人以外の団体の場合にあつては、代表者の身分証明書、構成員名簿及び会則
- ⑩ 令和2年度、令和3年度、令和4年度の貸借対照表、収支決算書、財産目録又はこれ

らに相当する書類

- ⑪ 令和5年度の収支予算書、事業計画書又はこれらに相当する書類
- ⑫ 納税証明書（提出日前3カ月以内に発行されたもの）
- ⑬ その他、市長が必要と認めるもの

※グループによる申請の場合は、各構成団体全てにおいて、上記③⑥⑦⑨⑩⑪⑫の書類を提出すること。

(2) 申請書類の提出

・⑧参加表明書の提出

申請する意思のある団体は、参加意思表明書（様式10）を記入のうえ、下記期限までにFAX又はメールにより提出すること。

提出期限：令和5年10月20日（金）午後5時必着

・①～⑦、⑨～⑫指定申請書等の提出（様式2～7号及び定款の写し）

提出期限：令和5年11月 1日（水）午後5時まで

・企画提案書の提出

提出期限：令和5年11月 8日（水）午後5時まで

（平日12時から13時、土・日・祝祭日を除く）

① 提出形式・提出部数

ア 申請書類は、A4サイズ（一部、A3サイズ可）で左綴りとし、A4版のファイルに綴じること。

イ 提出書類は、下欄にページ数を記載すること。

ウ 提出部数は、ファイル綴じしたものを、正本1部、副本9部（正本の複写可）とする。

② 提出方法

持参または郵送によるものとし、持参の場合は午前9時から午後5時までに提出すること。また、郵送の場合は提出期限日の午後5時までに必着のこと。また、不慮の事故等による紛失または遅延等については一切考慮せず、不参加とみなす。

③ 提出場所 南城市教育部生涯学習課 社会体育係（2階）

(3) 申請にあたっての留意事項

① 申請書類を提出後に辞退する場合は、辞退書（様式第9号）をプレゼンテーション前日までに持参または郵送にて必着で提出すること。

② 提出された申請書類の返却はしない。

③ 提出された申請書類の内容を変更することはできない。

④ 提出された申請書類は、必要に応じて複写を行う。

⑤ 提出された書類に虚偽の記載があった場合又は不正があった場合、当該申請は無効とする。

⑥ 申請に要する経費等は、全て申請者団体の負担とする。

10. 審査及び選定方法

指定管理者の選定に当たっては、南城市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例及び城市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する規則等に基づき、総合的に判断する。

(1) 選定方法

指定管理候補者の選定方法は、南城市体育施設、公園施設指定管理者候補者審査委員会により、申請書類及びプレゼンテーションの内容について、審査基準（別紙2）に基づき、項目毎に申請書類の内容を審査した評価点数の合計点数が最も高い者を指定管理候補者として選定する。ただし、申請者が5社以上の場合は提案書類等による1次審査を実施し、通過者のみプレゼンテーションにより評価することがある。

- ① プレゼンテーションは、1事業者30分の持ち時間（提案内容説明20分、質疑10分）とします。ただし、申請者の数によって変動することがある。（詳細な時間は電子メールにて別途通知する。）
- ② プレゼンテーションは、申請書類の内容について行い、申請書類以外の内容は評価の対象としない。
- ③ プレゼンテーションは、5人以内で行い、当日は実際に業務に携わる責任者が必ず出席すること。
- ④ プレゼンテーションの順番は、提案書の提出申込の降順とする。
- ⑤ プレゼンテーションの実施に当たり使用する機材等は、全て申請者が用意すること。ただし、プロジェクター、電源コードリールは、市で用意する物を使用して構わない。

(2) 選定結果及び協定の締結

- ① 審査委員の審査後、全応募者に対し1週間以内に文書にて通知する。ただし、選定結果に対する異議の申し立ては受け付けない。
- ② 指定管理候補者は、市議会（12月）に上程し議決を受けて、指定管理者として指定される予定である。
- ③ 市と指定管理者は、事業内容に関する事項等について協議のうえ、協定を締結する。

(3) 選定の対象外

申請者が次に掲げる場合に該当したときは、その者を選定の対象から除外し、又は選定の決定を取り消すことができる。

- ① 応募資格を満たしていないことが判明した場合。
- ② 虚偽の内容が記載されていることが判明した場合。
- ③ 申請者による事業遂行が困難であると判断される事実が判明した場合。
- ④ 申請者及び申請者の関係者が選定に対する不当な要求を行った場合、又は、評価委員に個別に接触した事実が認められた場合。
- ⑤ 著しく社会的信用を損なう行為等により、申請者が指定管理者として事業を行うことについてふさわしくないと市が認めた場合。

11. 窓口・お問い合わせ先

南城市役所 教育部 生涯学習課（2階） 社会体育係

住 所：〒901-1495 沖縄県南城市佐敷字新里1870番地

電話番号：098-917-5369

F A X：098-917-5436

e-mail：syougai@city.nanjo.okinawa.jp

※午前9時から午後5時まで

（平日の正午から午後1時まで及び土・日・祝祭日を除く）

南城市体育施設、公園施設指定管理者申請等様式集

- ① 指定管理者指定申請書（様式第 1 号）
- ② グループ構成団体一覧（様式第 2 号）※該当する場合のみ
- ③ 団体概要調書（様式第 3 号）
- ④ 管理業務の事業計画書（様式第 4 号）
自主事業企画提案書
- ⑤ 収支予算書（様式第 5 号）
- ⑥ 業務履歴書（様式第 6 号）
- ⑦ 誓約書（様式第 7 号）
- ⑧ 質問書（様式第 8 号）
- ⑨ 辞退書（様式第 9 号）
- ⑩ 参加表明書（様式第 10 号）
- ⑪ 施設説明見学会参加申込書（様式第 11 号）

提案審査基準

審査項目	審査細目	
1. 指定管理者としての基本事項	施設の設置目的、管理運営事業の基本的方針を踏まえて、管理するのにふさわしい経営理念・方針をもっているか	
	(1) 基本方針、基本コンセプトの理解	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の設置目的を理解しているか ・市の政策（総合計画や個別計画）の十分な理解
2. 業務の実施内容と方法	指定管理または施設等の管理運営事業の実績が豊富にあり、十分なノウハウを有しているか	
	(1) 施設の使用等管理運営業務	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の使用受付や許可等について、施設の設置条例等を理解しているか ・利用者の利便性への配慮 ・サービス向上のため施設の効果を最大限に発揮できる運営方法 ・職員の接遇マナーに対する考え方
	(2) 施設の清掃・修繕等の維持管理業務	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の点検等、安全管理への具体的な取り組みや考え方について ・施設の修繕等の維持管理業務について ・施設を清潔に維持管理する具体的な取り組みや考え方について ・備品の保管管理及び必要な備品の調達について
	(3) 緊急時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時及び利用者が安全に利用できる体制になっているか。（危機管理・安全対策について） ・防犯、防災等への対応 ・事故の未然の防止策及び事故発生時の対応（事故防止マニュアルやチェックリストの作成） ・緊急時対応のしくみ（緊急時のマニュアルの作成、緊急時の内部連絡体制及び市との連絡体制）
	(4) 管理に関する経費の削減に向けた考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・経費の削減に向けた取り組みが示されているか
	(5) 関係法令等の遵守	<ul style="list-style-type: none"> ・「個人情報」「情報公開」の適切な収集と取り扱いについての考え方 ・その他、条例等関係法令についての考え方

3. 接遇及び利用者の意見反映	接遇を適切に行い、施設利用に関し、公平性を維持し、利用者の声を反映させる考え、方法を持っているか	
	(1)	利用者サービス向上への取り組み ・利用者サービスの向上に関する取り組み（アンケート等の実施や課題分析等） ・意見、苦情、要望等の受付と対応（受付方法、苦情解決へのしくみ、対応策等）
	(2)	職員研修及び育成 ・研修の実施、研修に参加しやすい環境、研修の共有化などについて
4. 事業の周知	施設の利用促進等、効果的な広報が期待できるものとなっているか	
	(1)	広報戦略 ・施設の幅広い層へのPR方法等について
5. 人員体制	人員体制は適正か。必要な人員が確保されているか（確保が確実に見込まれるか）	
	(1)	職員配置の考え方 ・管理業務を行うために十分な人員配置 ・専門的資格、技術を有する者の配置や、配属する職員の経験について
	(2)	雇用及び労働条件 ・労働諸法の遵守 ・従業員の労働条件（労働時間、健康管理） ・市民雇用への配慮 ・勤務シフトの妥当性
6. 自主事業	設置目的も踏まえ、魅力ある事業の提案で、独創性、実現性はあるか	
	(1)	自主事業の内容や収支計画 ・自主事業について理解し、創意工夫に満ちた企画内容 ・幅広い層の利用者が見込める工夫やPR方法 ・収支計画における適切な収入見込み、妥当な経費の算出 ・一般利用の利用を妨げることがないような工夫
7. 地域連携	まちづくりのための地域との関わりや市民への貢献等の考え、取り組みがあるか	
	(1)	地域との関わり ・市内スポーツ関係団体や産業との連携 ・市民と交流・連携するしくみ ・スポーツツーリズムやスポーツコンベンション推移への取り組みや連携
8. 収支計画	適切な収入見込みと明確かつ妥当な経費の算出根拠（方法）であるか	
	(1)	適正な経費算出 ・収入見込みや妥当な経費の算出